

# Weekly Report

第332号  
平成27年10月19日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp  
http://www.szk-accounting.jp/

## マイナンバーの通知がスタート

今週からマイナンバーや法人番号の通知が始まります。確実に受け取り、大切に保管してください。

### ◆マイナンバーの通知に関するQ&A

Q. マイナンバーの通知カードはいつ届く？

A. 市区町村ごとに順次、発送されるため届く時期が異なりますが、10月20日頃からおおむね11月中に届く予定となっています。なお、市区町村ごとに差出状況は、個人番号カード総合サイトで確認できます

(<https://www.kojinbango-card.go.jp/>)。

Q. 通知カードはどこに届く？

A. 10月5日時点の住民票の住所へ、転送不要の簡易書留で世帯ごとに郵送されます。なお、国外に滞在されている方などで、国内に住民票がない場合は通知されません。

Q. 10月5日直後に他の市区町村に引越しをした場合は？

A. 通知カードは転送されませんので、10月5日直後に他の市区町村へ転入届を出した場合や、10月5日以前に転出し10月5日以降に他の市区

町村へ転入届を出した場合は、新住所地の市区町村に問合せの上、交付手続きをしてください。

Q. 配達時に不在で通知カードを受け取れなかった場合は？

A. 不在配達通知書が投函され、郵便局で原則1週間保管されますので、その間に自宅や勤務先等への再配達、または郵便局窓口で受け取ります。なお、郵便局での保管期限を超過し配達できなかった通知カードは住所地の市区町村に返還され、一定期間（3ヶ月程度）保管されますので、市区町村の窓口で受け取ることが可能です。

## 教育資金と結婚・子育て資金の贈与特例の状況

今年4月から、親や祖父母等が20歳以上50歳未満の子や孫等に結婚・子育て資金を一括贈与した場合、1千万円（結婚関係費用は300万円）まで贈与税が非課税となる制度が開始されましたが、信託協会によると、同制度に基づく結婚・子育て支援信託は9月末までの半年間で、契約数2695件、信託財産設定額63億円となっています。

また、25年4月から開始された教育資金贈与信託（祖父母等が30歳未満の孫等に教育資金を一括贈与した場合、1500万円まで非課税）は、9月末で契約数141655件、信託財産設定額9639億円となり、このうち1205億円が既に教育関連費用として払い出されています。

## 扶養親族等の異動があった方の申告を確認

年末調整は「扶養控除等（異動）申告書」などに基づいて行いますので、提出していない方がいないか、年の途中で扶養親族の数などに異動があった場合に異動申告を行っているかを確認します。

特に年の途中で、\*控除対象であった扶養親族が就職や結婚などにより対象外となった、\*結婚したことで控除対象となる配偶者を有することとなった、\*離婚などで寡婦に該当することとなった、などの異動申告を忘れている場合がありますので、注意しましょう。